

平成 1 7 年

第 3 回北杜市議会臨時会会議録

平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日開会

平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 7 年

第 3 回北杜市議会臨時会会議録

1 1 月 3 0 日

1. 議事日程

平成17年第3回北杜市議会臨時会（1日目）

平成17年11月30日
午後 2時00分開議
於 議 場

諸報告

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案第176号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第177号 北杜市の市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第178号 北杜市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第179号 北杜市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

2.出席議員は、次のとおりである。(35名)

1番	坂本 静	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
15番	浅川富士夫	16番	小林 元久
17番	小澤 寛	18番	篠原 珍彦
19番	保坂多枝子	20番	内田 俊彦
21番	鈴木 孝男	22番	細田 哲郎
23番	林 泰彦	24番	坂本 治年
25番	中村 隆一	26番	中村 勝一
27番	岡野 淳	28番	小林 忠雄
29番	小澤 宜夫	30番	内藤 昭
31番	秋山 俊和	32番	小野喜一郎
33番	渡邊 英子	34番	中嶋 新
35番	小林 保壽	36番	古屋 富藏
37番	清水 壽昌		

3.欠席議員

14番 田中勝海

4.会議録署名議員

22番 細田 哲郎
24番 坂本 治年

23番 林 泰彦

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	監査事務局長	小澤功宜
農業委員会事務局長	浅川清朗	行革調整室長	小松正寿

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

開会 午後 2時00分

○議長（清水壽昌君）

本日ここに平成17年第3回北杜市議会臨時会が招集されましたところ、議員各位にはご出席をいただき、ご同慶に存じます。

本日の出席議員は35名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成17年第3回北杜市議会臨時会を開会いたします。

14番、田中勝海君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 会議録署名議員の指名でございます。

会議規則第79条の規定により、議長より指名いたします。

22番議員 細田哲郎君

23番議員 林 泰彦君

24番議員 坂本治年君

以上、3名を本臨時会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第3 市長より本臨時会にあたり、あいさつをいただきます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成17年第3回北杜市議会臨時会の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

11月15日、紀宮清子様には多くの国民の祝福の中、黒田慶樹さんをご結婚なされました。北杜市民を代表いたしまして、心からお祝いを申し上げます。

私は8月末の天皇・皇后両陛下の行幸啓の折、清子様と親しくお話をさせていただきましたが、おしとやかで思いやりのある、お優しいお人柄が満ちあふれて感動いたしました。これから、すこやかで明るい生活が送られるよう、ご祈念申し上げます。

さて、北杜市の第1の基幹産業である農業は、今年は災害もなく天候に恵まれましたため、米をはじめとする農作物は豊作となりました。また、これらの農作物や特産物は、この秋に行われた各姉妹友好都市のお祭りに出展され、好評を博したところであり、出展等にご協力をい

ただいた関係者の皆さんに、心から感謝申し上げます。また、その農作物を利用して、それぞれのふるさと収穫祭も盛大に行われたところであります。

次に、最近の市政の状況につきまして申し上げます。

まず、北杜市市制施行1周年記念式典についてであります。去る11月1日に総務大臣代理、山梨県知事代理をはじめとする来賓の方々や、市議会議員の皆さんのご臨席と多数の市民および関係者のご出席をいただき、盛大に式典を挙行できましたことを、大変ありがたく思っております。決意を新たに頑張るつもりです。

また、1周年記念事業として名誉市民、平山郁夫先生の講演会をはじめとして、いくつかのイベントを開催してまいりましたが、それぞれ大勢の皆さん方のご参加をいただいたところであり、いろいろな分野を楽しんでいただけたものと思っております。多くの皆さんのご支援、ご協力に対しまして、お礼を申し上げます。なお、NHK甲府放送局のご協力により、本日、開催いたします川田正子ふれあいコンサートが、1周年記念事業として最後となります。私は、ふるさとにいながらにして一流に触れ、本物に接するということが大変重要なことであり、素晴らしいことだと承知をいたしております。

次に中小水力発電事業についてであります。地球温暖化防止対策事業として北杜市の特色の1つである、豊かな水資源を利用した中小水力発電事業を地元地域のご理解とご協力をいただきながら進めております。10月15日には、地元村山六ヶ村堰土地改良区のご理解をいただくため、総代会で説明を申し上げ、現在、協定を締結すべく協議を進めているところであります。

市議会では先般、議員研修として岐阜県白川村の水力発電事業を視察していただき、ありがとうございました。

次に囲碁関係資料の寄贈について申し上げます。

このたび、財団法人日本棋院の元職員でありました、千葉県在住の長森義則さまから囲碁関係資料の寄贈の申し出がありましたので、ありがたくお受けすることといたしました。江戸時代から現在までの浮世絵・陶磁器・着物などの囲碁関係資料であります。

展示場所は交通の利便性などを考慮して、長坂総合支所の2階を活用することとし、長森さんにもご協力をいただく中で、諸準備を進めていく考えであります。また資料展示と併せ、小中学校の総合学習での活用や生涯学習としての囲碁教室の開催など、文化向上にも役立ててまいる考えであります。

今回の市議会臨時会には、人事院の給与勧告および国家公務員の給与改定等に鑑み、北杜市職員給与条例の一部を改正する条例など4案件を提出しております。

以上、最近の市政の状況と提出いたしました議案につきまして申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決をくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

市長のあいさつが終わりました。

お諮りいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第4 議案第176号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第177号 北杜市の市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第178号 北杜市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第176号から議案第178号までの3議案を一括議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第176号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

北杜市職員給与条例(平成16年北杜市条例第57号)の一部を改正する条例を別紙のとおり、定めるものとする。

平成17年11月30日

北杜市長 白倉政司

議案第177号 北杜市の市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

北杜市の市長、助役及び収入役の給与等に関する条例(平成16年北杜市条例第54号)の一部を改正する条例を別紙のとおり、定めるものとする。

平成17年11月30日

北杜市長 白倉政司

議案第178号 北杜市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

北杜市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務状況に関する条例(平成16年北杜市条例第56号)の一部を改正する条例を別紙のとおり、定めるものとする。

平成17年11月30日

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第176号の北杜市職員給与条例の一部改正、議案第177号の北杜市の市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部改正、および議案第178号の北杜市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正の3議案について、ご説明申し上げます。

人事院の給与勧告および国家公務員の給与改定に伴い、北杜市職員給与条例を改正するとともに、国の特別職の職員および市職員の勤勉手当の改正等に鑑み、市長、助役、収入役および教育長についても同様の措置を講ずるため、条例の改正を行うものであります。

内容につきましては、総務部長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決のほ

どをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

議案第176号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては人事院の給与勧告、ならびに国家公務員の給与改定等に伴い、北杜市職員給与条例の改正を行うものでございます。

内容につきましては、給料表の改定につきまして、行政職・医療職・福祉職の給料表の平均改定率をマイナス0.3%行うものでございます。

また、諸手当の改正であります。配偶者の扶養手当を月額500円の減額とし、初任給調整手当として医師については1千円、医系教官等につきましては200円、それぞれ減額するものであります。

この適用につきましては、本年4月1日に遡って適用するものでございます。

また、勤勉手当についてでございますが、0.05月引き上げに伴い、年間1.40月を1.45月と定めるものでございます。

次に議案第177号 北杜市の市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第178号 北杜市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

2議案ともに、国の特別職の職員および一般職の市職員の改定に鑑み、市長等についても同様に期末手当を0.05月引き上げるものであります。

この施行期日は第1条関係につきましては平成17年12月1日から、2条関係につきましては、平成18年4月1日より施行するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決をくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

これより質疑を許します。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

3点、質問をいたします。

まず第1点は、行政職の平均年齢の職員をモデルにして、勤勉手当0.05カ月分アップ、給与月額0.30%の引き下げ額を数字で示してください。

また、今年の4月から来年の3月までの1年間の所得はどうなるのか、数字を示してほしいと思います。

第2点目として、特別職の勤勉手当は0.05カ月分アップになります。市長はじめ助役、収入役、教育長などのアップ額を金額で示してほしいと思います。

第3点目は、北杜市は大変な財政状況であることは、日ごろから市長はじめ特別職および議員は承知しています。そんな折、期末手当など上げるのはいかがなものか。甲府市、大月市、南アルプス市などでは据え置く、あるいは辞退というふうなことが新聞報道でされています。本市においては、据え置く気はないのかあるのか、そのへんを質問いたします。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

北杜市の財政に大変ご心配をいただいて、ありがたく思いますが、市としては人事院の給与勧告を尊重しての措置をとるわけであります。でも、中村議員ご指摘の点につきましては、北杜市としても近い将来、それなりの措置を講ずる考えであります。

詳細につきましては、総務部長から説明いたします。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

1点目の職員の減額ということでございますけれども、職員の減額につきましては、月平均で1千円、年間におきまして1万2千円の減額になる見込みでございます。なお、特別職の関係の0.05月の引き上げの総額でございますけれども、15万6千円ほどの増額になります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問ございますか。

小澤寛議員。

○17番議員（小澤寛君）

この人事院勧告というのは、国家公務員の給与を基本に官民給与の格差の是正ということであろうかと思うわけですが、先ほどの中村議員の質問のように、甲府市と北杜市では相当、給与の格差もあろうかと思うわけですが、そういう中で私は、この改正には本当に給与を0.3%下げることには反対ですが、賞与を上げることには賛成でございます。

というのは、いわゆる参考までにお伺いするわけですが、今、北杜市の職員給与のラスパイレス指数はどのくらいになっているか。やっぱりラスパイレス指数によって、検討をするということが本当に基本ではないかなというふうに思うわけですから、もし分かりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

ラスパイレス指数ということでございますけれども、今ちょっと手持ちがございませんが、いずれにいたしましても7町村の給与の中で、当初7町村ともに差があったわけでございます。そうした中で、合併前に給与の検討委員会を開いていただく中で、圧縮して中間をとろうということで、今回の給与が確定されているところでございまして、現在、支給をしているところでございます。

指数については、ちょっと手元で持っておりませんので、大変申し訳ございません。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問ございますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

議案第176号について、意見を述べます。

私は議案に反対する立場で、これから意見を言います。

第1に、この勧告そのものが人事院勧告制度の役割を放棄していることです。言うまでもなく、人事院勧告は公務員労働者の労働基本権を奪っている代償措置として、労働者の利益を守る役割を持っています。

第2は不利益・不遡及の原則を踏みにじる点です。賃金のマイナス改定が決まったとしても、すでに支払った賃金分を剥ぎ取るような改定などあってはなりません。ところが4月に遡って賃下げするというのですから、最高裁判所判例として確立した不利益・不遡及の原則を破る重大な権利侵害であります。

第3の理由は、この削減が市職員の暮らしを直撃するだけではなく、県民の暮らしの悪化、県内経済の悪化にもつながる点です。個人消費を冷え込ませるようなマイナス勧告は許されません。

小さな政府の掛け声で進められている公務員攻撃の狙いも、住民サービスの切り捨てとともに、民間労働者との賃下げ競争を加速させること、さらに大增税への地ならしであることが重大問題です。

以上の理由から、議案第176号に反対する意見を述べました。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はございますか。

内田議員。

○20番議員（内田俊彦君）

私は、賛成の立場から討論を行います。

ただいま176号議案につきまして、反対討論が出たわけですが、次の以下177号議案、178号議案を見ますと、それに伴う補てんの考慮もされているわけでありまして。今の景気の動向、また三位一体改革など大変厳しい中、人事院勧告がされてきたことと私は思っております。

以下の理由で、私はこの議案第176号につきましては、賛成の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これより議案第176号に対する採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。
続きまして、議案第177号、議案第178号について一括採決を行います。
本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。
(異議あり。の声)
異議がございますので、本案は起立により採決をいたします。
本案は原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数です。
よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第7 議案第179号 北杜市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第179号 北杜市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

北杜市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年北杜市条例第50号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成17年11月30日

北杜市長 白倉政司

以上でございます。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第179号の北杜市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

国の特別職の議員および市職員の勤勉手当の改正等に鑑み、議員についても同様の措置を講ずるため、本条例の改正を行うものであります。

内容につきましては、総務部長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

総務部長。

○総務部長(小林奎吾君)

議案第179号 北杜市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、国の特別職の職員および一般職の市職員の改定に鑑みまして、議員についても同様に期末手当を0.05月引き上げるものであります。

施行期日につきましては、平成17年12月1日から施行するものでございます。
以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

これより質疑を許します。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

岡野淳君。

○27番議員（岡野淳君）

私はこの議案第179号について、反対の立場から意見を申し述べます。

言うまでもなく、我が北杜市は非常に財政が厳しい折、これから先、市民にもさまざまな形で負担を求める場面が出てくると思われます。そうした中で、まず私たち議員が身を削ってこそ市民の理解を得られるものと思っております。私たちが身を削ることでこそ浮かぶ瀬もある、そう思い、私はこの179号議案に反対するものであります。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論ありますか。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 3時30分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

休憩前に引き続き討論を行います。

討論ありますか。

小林保壽君。

○35番議員（小林保壽君）

議案第179号は市民の感情をおもんばかり、反対者が多いようですが、私は行政への武士の情けといたしまして、賛成討論をいたします。

行政の行政たるゆえをもって、人事院勧告を尊重いたしたいと思えます。

賛成討論です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論ありますか。

（ な し ）

討論を終わります。

これより、議案第179号に対する採決を行います。

本件に対する採決は、起立により行います。

本案は原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数。

よって、日程第7 議案第179号 北杜市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については否決することに決しました。

以上で、審議をすべて終了しましたので、これをもちまして本臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時31分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和